

ノヨウニ拵價十錢位ニ賣ル、田舎出ノ下女ナド用ル、

〔類聚雜要抄四〕一底具

紫鈴○平髮搔○各二兩一分 太如常也

單功一疋

〔俗つれぐ四〕是ぞ妹背の姿山

年のほど十四か五にもせよ、いまだ若木の苔略中落しかけの大島田、忍鬚の上に中疊平結略中

伽羅の角略枝に青貝の折菊略下

〔雲萍雜志三〕今や赤銅真鑑の笄、あるひは竹などにて造れるものは、丹波但馬の在所にてもさす、予淇園柳澤が祖父の物がたりに、むかし大原にて男も笄をさしたり、近きころは、さすものなしといへり、竹にて短くつくり、結たる髪の横にさしきるとぞ、

〔我衣〕元文ノ比ハ、馬ノ骨ヲ鶴ノヨウニ拵略中竹ニ銀箔ヲ置タル笄モ、此時ナリ、下蒔繪櫛笄ノ類、享保ヨリ延享迄ニ多ク仕出シタリ、

〔嬉遊笑覽一 下○客儀〕さき笄、金龍山千本櫻といふ繪草子に、享保十吉原の遊女兵庫曲にさしたる笄、本一つにて、末二つに分れたり、是さき笄なるべし、今京難波の婦人の髪にさき笄といへども、さる物も用ひず、もとはこの笄を用ひて結べる髪なるべし、

〔守貞漫稿十二○女扮〕武家ノ室息以下媵婢御殿風ニ結ズ者、或ハ此花笄ヲ用ヒ、或ハ無花ヲモ用フ、簪ニモ有之略中花簪大形ノ物ハ、笄ト同ク、別ニ差貫ク、小形ノ物ハ、初ヨリ足アリテ、簪ニ付タリ、花簪ハ、市中ノ處女十二三歳以下用之也、

笄ニ花ヲ付ルハ、御殿女中ノミ、市間ニハ無之、又京坂ニモ更ニ無之、  
花笄武家下婢モ用レドモ先上輩ノ専用トス